



令和5年度

保育所等入所申込のてびき

- 1 保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 保育所の入所申込みができる方・・・・・・・・P1
- 3 教育・保育給付認定・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 4 入所の申込み（受付から決定までの流れ）・・・・P2、3
- 5 申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 6 利用者負担額（保育料）・・・・・・・・・・・・P5
- 7 保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6、7
- 8 保育施設入所選考基準・・・・・・・・・・・・P8、9
- 9 よくある質問について（ならし保育など）・・・・P9



芽室町



1 保育所とは

- 保育所（園）は、保護者が仕事や病気などの事情により、保護者が家庭で子どもを保育できない場合に、0～5歳児のお子さんをお預かりして保育を行う施設です。
- このご案内での保育所とは、「認可保育所」「認定こども園（保育所部分）」「小規模保育事業」をいいます。それぞれの施設の主な特徴は、次のとおりです。

認可保育所…施設の広さや保育士の数など、一定基準を満たして認可された保育所です。

認定こども園…幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

小規模保育事業…0～2歳の子どもを少人数で預かる事業（施設）です。

へき地保育所（認可外保育所）…交通条件等に恵まれない地域において、子どもを預かる施設です。

※幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の利用を希望する場合は、各施設に直接お問い合わせください。

2 保育所の入所申込みができる方

- 芽室町内に住民登録（住民票）がある方で、子どもの保護者（父・母の両方、ひとり親の場合はその方）が次の「保育の必要性事由」のいずれかに該当し、保育を必要とする場合に入所申込みができます。

保育の必要性事由（保護者の状態）		保育所を利用できる期間
就 労	就労時間が月 48 時間以上である方	就労を継続している期間
妊 娠・出 産	妊娠中、出産後間がない方	産前2か月、産後2か月
疾 病・障 がい	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある方	町が必要と認める期間
介 護・看 護	同居親族を常時介護している、または看護している	町が必要と認める期間
災 害 復 旧	災害を受け、復旧に当たる必要がある方	町が必要と認める期間
求 職 活 動	求職活動を継続的に行う方	90 日間（※1）
就 学	学校や職業訓練校等に通う方	卒業予定日の月末まで
虐 待・DV	児童虐待、虐待・DVのおそれがある方	町が必要と認める期間
育 児 休 業	育児休業により継続して利用が必要な方（※2）	下のお子さんが3歳になるまで

※1 求職活動期間中の入所中のお子さんの継続入所期間は90日間です。90日経過後も就労証明書の提出がない場合は退所となります。

※2 お子さんが保育所入所中に下のお子さんが生まれ、勤め先から育児休業を取得された場合に限りです。育児休業を理由に新規入所することはできません。

- 毎年9～10月頃に、現況届（保育を必要とする事由や世帯の状況の届け出）を提出いただきます。

3 教育・保育給付認定

- 保育所を利用する場合は、利用のための「認定」を受けていただきます。認定の申請と保育所の入所申込みは、一緒に行うことができます。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性の事由	利用できる施設	保育時間
2号認定	3歳以上	あり	保育所 認定こども園（保育所部分）	保育標準時間（※1）
3号認定	3歳未満	あり	保育所 小規模保育事業 認定こども園（保育所部分）	保育短時間（※2）

※1 保育標準時間…1日11時間の保育時間

（保護者の就労時間が月120時間以上）

※2 保育短時間……1日8時間の保育時間

（保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満）

4 入所の申込み

1 申込期間

(1) 一斉申込（第1次選考対象）

受付期間 令和4年10月14日（金）～令和4年10月31日（月）	
電子申請	10月14日（金）午後12時から入力可能になります。 10月31日（月）午後11時59分までに入力を完了してください。 24時間、土・日・祝日も申請可能です。電子申請手順書をご覧ください。
窓口申請 郵送申請	10月31日（月）午後5時30分必着で申請書類を提出してください。 受付時間 平日 午前8時45分～午後5時30分（土日祝日、年末年始不可） 受付場所 芽室町東2条2丁目14番地 役場庁舎1階西側 4 番子育て支援課窓口

(2) 第2次募集申込受付（第2次選考対象）

受付期間 令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）	
電子申請	11月1日（火）午後12時から入力可能になります。 11月30日（水）午後11時59分までに入力を完了してください。 24時間、土・日・祝日も申請可能です。電子申請手順書をご覧ください。
窓口申請 郵送申請	11月30日（水）午後5時30分必着で申請書類を提出してください。 受付時間 平日 午前8時45分～午後5時30分（土日祝日、年末年始不可） 受付場所 芽室町東2条2丁目14番地 役場庁舎1階西側 4 番子育て支援課窓口

(3) 令和5年度随時申込の受付期限（上記以外の申込み、令和5年10月以降に入所する出生前の申込み）

入所希望月が5月以降の随時申込みは、入所希望月の2ヶ月前の月から利用調整（施設側の準備、面談調整など）を行います。最終締め切りは次のとおりですが、入所希望月の3ヶ月前の月末までの提出をおすすめします。ただし、ご家庭の状況に応じて施設と受け入れ態勢を調整しますので、随時ご相談ください。

入所月	最終締切日	入所月	最終締切日	入所月	最終締切日
4月	R5.1.31	8月	R5.5.31	12月	R5.9.30
5月	R5.2.28	9月	R5.6.30	1月	R5.10.31
6月	R5.3.31	10月	R5.7.31	2月	R5.11.30
7月	R5.4.30	11月	R5.8.31	3月	R5.12.28

《注意事項》

- ・ **出生前に申込みする場合、令和5年9月までの入所を条件とします。**
- ・ **第2次選考は、第1次選考より優先順位が低くなるため、空きのある施設へのご案内になります。**
- ・ **第1次選考で求職活動を事由に申込みした場合、第2次選考の対象になりますので、優先順位が低くなります。**
- ・ 不足書類など書類に不備があると、受付できない場合があります。
- ・ 受付期間外の申込は受付できませんので、必ず期日までに余裕をもって申込してください。
- ・ 電子申請の場合、郵便局を通じて町へ到着するシステムとなっている都合上、申請状況の把握にタイムラグが生じます。また、申請内容に関して子育て支援課（0155-62-9733）から確認のお電話をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2 申込方法

★電子申請（詳しくは、電子申請操作手順書をご覧ください。）

- (1) 必要な情報を画面に入力
- (2) 保育の必要性事由を証明する書類（4ページ参照）を（写真でも可）添付
- (3) 電子証明書のパスワードを入力

★窓口申請

- (1) 申請児童と保護者のマイナンバーカード（個人番号通知カード）をお持ちください（お持ちの方）
- (2) 4ページに記載の必要な書類をお持ちください。

★郵送申請

町の申請様式と4ページに記載の必要な書類を同封し、下記までご郵送ください。

〔〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地 子育て支援課児童係あて〕

<おねがい>

保育所の入所に当たり、お子さんに特別な配慮・支援が必要な場合は、日中の保育はもちろん、保育士の配置やご家庭との関係を築くことに大変重要になりますのであらかじめご相談ください。



3 申請書類の入手方法

- ・役場庁舎1階西側 4番子育て支援課窓口 子育て支援課児童係にて配布
- ・芽室町ホームページ（ページの下の方）からダウンロード、印刷

URL : <https://www.memuro.net/administration/soshiki/kosodateshien/boshifukushi/hoikusyobosyu.html>



こちらのQRコードからアクセスしていただくと、ダウンロードできます。

4 結果のお知らせ

申込数が定員を上回る場合は、芽室町保育所入所選考要綱に基づき、総合的に保育の必要性を判定し、利用決定します。なお、支給認定証は、入所の決定を意味するものではありませんのでご注意ください。

申込時期	入所希望月	入所決定通知	支給認定証の送付
受付開始月～ 11月末まで	4月入所	令和4年12月下旬	令和5年1月下旬
	5月以降		入所希望月の前月末
12月以降	4月入所	令和5年1月下旬	令和5年1月下旬
	5月以降	令和5年3月以降	入所希望月の前月末

※ 選考対象となった場合のみお電話にてご連絡いたします。

5 面談等について

令和5年4月入所に向けて、1～3月に保育所ごとに面談を実施します。各施設から直接保護者へご案内（かしわ保育園・てつなん保育所・ひだまり保育所は4の支給認定証の送付にご案内を同封、その他の施設は電話連絡もしくは別途通知）いたします。年度途中入所の場合は、入所希望月の約1か月前に施設から直接電話連絡いたします。

5 申込に必要な書類

・ご家庭の状況に応じて以下の必要な書類をすべてそろえてからご提出ください。

① 教育・保育給付認定申請書

※ 申し込む児童1人につき、1枚作成してください。

② 保護者（父母）の「保育の必要性事由」の確認に必要な書類

※ 以下の父母それぞれの保育の必要性事由に応じた書類が必要です。電子申請で添付する場合は、写真もしくはPDFで添付してください。

事由	提出書類・作成上の注意
就労	<ul style="list-style-type: none"> ● 「就労証明書」 ・原則、内容に変更がない場合に限り、証明日から3か月以内が有効です。 ・育児休業明けでの入所申し込みは、「育児休業」欄（就労証明書 13,14）の記載も必要。 ・入所希望月時点で就労予定の方も就労（予定）証明書として提出可能です。
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ● 「母子健康手帳」の写し ・表紙と出産予定日のページ分が必要です。
疾病	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の「診断書」の写し ・保育できない理由や必要な療養期間を記入してもらってください。
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者手帳」の写し ・手帳名、手帳番号、障がい等級、住所氏名、有効期間が分かるページ分が必要です。
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者の「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写し、または「介護・看護が必要と分かる医師の診断書」など
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に遭ったことを証明する「罹災証明書」など ・火災の場合は芽室消防署予防課、風水害・地震などの場合は総務課危機対策係で発行。
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 「求職活動に関する申立書」 ・様式は、 ページ③申請書類の入手方法を参照。 ● 「ハローワーク受付票」、または「求人サイトの登録画面」などの写し
就学	<ul style="list-style-type: none"> ● 「在学証明書」や「学生証」の写し ・これから願書を提出する場合は、「願書」の写しや「入学案内資料」などを添付書類とし、入学が決まった場合は、すみやかに「入学通知書」などの書類の写しを提出。
虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> ● 「公的機関から発行された証明書」の写し ・児童虐待やDVなどに関し、警察署や行政（市区町村）などが発行する書類の写し

③ 所得課税証明書（該当の方のみ）

※ 入所希望日時点で芽室町に住民票がない保護者（父もしくは母）がいる場合に必要です。

4月～8月に入所する場合は令和4年度、9月以降に入所する場合は令和5年度分が必要です。

★ 世帯に在宅障がい児（者）がいる場合…

保育料の減免が適用となる場合がありますので、その方の手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書）の写しを提出してください。

6 利用者負担額(保育料)

- ・利用者負担額は、原則父母の市町村民税所得割額によって決定します。
- ・3歳から5歳までの利用者負担額は、無料です。(行事・教材費などは別途実費徴収となります。)
- ・0歳から2歳までの利用者負担額は、下記のとおりです。
- ・4～8月分は前年度の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度の市町村民税を対象に、利用者負担額を決定します。なお、保育料の年齢区分は、お子さんの4月1日時点での年齢になります。

(令和元年10月1日から適用/単位:円)

階 層	区 分	3歳未満児(4/1時点)		3歳以上児(4/1時点)		
		保育 標準時間 (11時間)	保育 短時間 (8時間)	保育 標準時間 (11時間)	保育 短時間 (8時間)	
第 1	生活保護法による被保護世帯	0	0	無料		
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0			
第 3	市町村民税均等割のみの世帯	13,650	9,920			
第 4	市 町 村 民 税 の 所 得 割 額 が い ず れ か の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	48,600円未満	16,570			12,050
第 5		48,600円以上 69,000円未満	24,000			17,450
第 6		69,000円以上 84,000円未満	27,000			19,630
第 7		84,000円以上 114,000円未満	28,500			20,720
第 8		114,000円以上 146,000円未満	30,000			21,810
第 9		146,000円以上 193,000円未満	37,820			27,500
第10		193,000円以上 229,000円未満	44,500			32,360
第11		229,000円以上 331,000円未満	61,000			44,360
第12		331,000円以上	80,000			58,180

※ 第2子の3歳未満児が入所した場合の利用者負担額は半額、第3子の以降3歳未満児が入所した場合は無料となります。

※ 市町村民税所得割額 169,000円未満(年収約640万円未満相当)の世帯で、第2子以降の3歳未満児が入所した場合の利用者負担額は無料となります。

※ 市町村民税所得割額 77,100円以下(年収約360万円未満相当)のひとり親世帯等で、第2子以降の3歳未満児が入所した場合の利用者負担額は無料となります。

ご自宅で保育料を試算したい方は次の方法で調べることができます!

- ①毎年、町もしくは職場から配布される「令和〇年度 給与所得等に係る町民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」(緑色の細長い紙)もしくは「所得課税証明書」を用意
 - ②「町民税所得割額⑥」もしくは「市町村民税所得割額」の父母それぞれの額を合計
 - ③上の表の「区分」に照らし合わせる
- ※ 保育料は4～9月までを前年度分、10月～3月までを当年度分の住民税額で算定します。

7 保育施設一覧

社会福祉法人 十勝立正福祉事業会 めむろかしわ保育園				保育時間		延長保育		
平日		土曜日		平日		土曜日		
7:30~18:30		7:30~18:00		~19:00		—		
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）								
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-2688					
郵便番号	082-0014	住所	東4条5丁目2番地					
保育年齢	6か月～	全体定員	200名					
一時預かり事業（一般型）実施施設 実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）								
社会福祉法人 十勝立正福祉事業会 めむろてつなん保育所				保育時間		延長保育		
平日		土曜日		平日		土曜日		
7:30~18:30		7:30~18:00		~19:00		—		
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）								
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-2249					
郵便番号	082-0062	住所	西2条南6丁目1番地					
保育年齢	6か月～	全体定員	120名					
「病後児保育室おひさま」病後児保育実施施設 「芽室町子育て支援センターげんき」併設 実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）								
芽室町 ひだまり保育所				保育時間		延長保育		
平日		土曜日		平日		土曜日		
7:30~18:30		7:30~18:00		~19:00		—		
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）								
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-9930					
郵便番号	082-0081	住所	新生南6線25番地1					
保育年齢	6か月～	全体定員	50名					
「みなみっこ児童館」併設、広域入所児童受入施設（要協議） 日曜日、祝日の特別保育期間あり、実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）								
学校法人 十勝立正学園 幼稚園型認定こども園 芽室幼稚園				保育時間		延長保育		
平日		土曜日		平日		土曜日		
7:30~18:30		7:30~18:00		~19:00		—		
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）								
施設区分	認定こども園	電話番号	0155-62-2049					
郵便番号	082-0016	住所	東6条3丁目2番地					
保育年齢	1歳児～	全体定員	75名（保育所部分）					
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、地域開放、未就園児クラブ 実費徴収あり（詳しくはQRコードからご覧ください。）								
株式会社 百治 家庭保育園トムテのいえ				保育時間		延長保育		
平日		土曜日		平日		土曜日		
7:30~18:30		7:30~18:30		~19:30		—		
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）								
施設区分	小規模保育施設	電話番号	0155-67-6955					
郵便番号	082-0061	住所	西1条南4丁目2番地					
保育年齢	6か月～	全体定員	19名					
0・1・2歳児のみの保育。 認可外保育（実費）実施施設 実費徴収あり（詳しくはQRコードからご覧ください。）								
株式会社 ChicS りとる・ちっぷす芽室				保育時間		延長保育		
平日		土曜日		平日		土曜日		
7:30~18:30		7:30~18:30		~19:00		~19:00		
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）								
施設区分	小規模保育施設	電話番号	0155-66-4920					
郵便番号	082-0030	住所	本通3丁目4番地1					
保育年齢	2か月～	全体定員	13名					
0・1・2歳児のみの保育。 実費徴収あり（詳しくはQRコードからご覧ください。）								
芽室町 上美生保育所				保育時間		延長保育		
平日		土曜日		平日		土曜日		
7:30~18:30		7:30~18:00		~19:00		—		
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）								
施設区分	へき地保育所	電話番号	0155-66-2434					
郵便番号	082-0384	住所	上美生4線34番地					
保育年齢	満2歳～	全体定員	50名					
農村地域、認可外保育施設。 日曜日、祝日の特別保育期間あり、実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）								

※ QRコードから各施設のサイトを閲覧することができます。

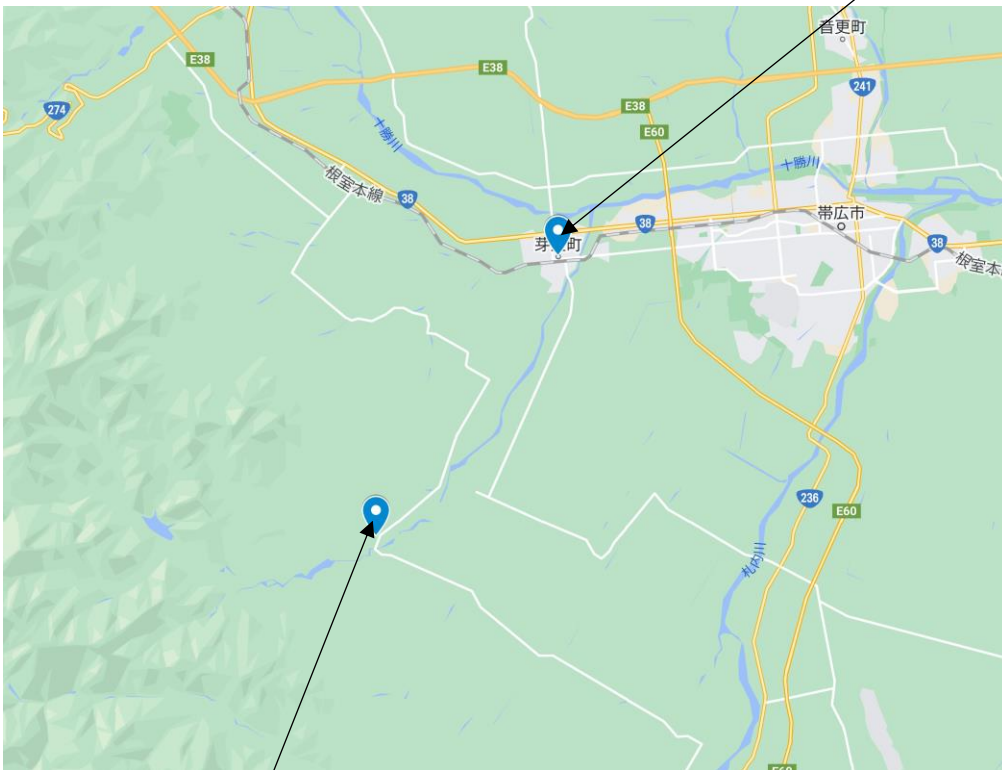
・市街地マップ



-  めむろかしわ保育園
-  めむろてつなん保育所
-  ひだまり保育所
-  芽室幼稚園
-  トムテのいえ
-  りとる・ちっぷす芽室

役場

・へき地マップ



上美生保育所

8 保育施設入所選考基準

- ・保育所等の利用調整は、次の表に定める「基準指数」と「調整指数」の合計値に基づき行います。
- ・指数の確認に必要な書類が未提出の場合は、指数値は加算されませんので、ご注意ください。

《 基準指数 》

入所理由	要件・稼働時間・日数		指数	
(1)就労(居宅外労働) ※自営含む ※両親共に就労の場合は、 就労時間の少ない方を調査 する。	月の就労時間が160時間以上		10	
	月の就労時間が140時間以上160時間未満		9	
	月の就労時間が120時間以上140時間未満		8	
	月の就労時間が100時間以上120時間未満		7	
	月の就労時間が 80時間以上100時間未満		6	
	月の就労時間が 48時間以上 80時間未満		5	
(2)就労(居宅内労働) ※自営含む ※家事以外 ※両親共に就労の場合は、 就労時間の少ない方を調査 する。	月の就労時間が160時間以上		8	
	月の就労時間が140時間以上160時間未満		7	
	月の就労時間が120時間以上140時間未満		6	
	月の就労時間が100時間以上120時間未満		5	
	月の就労時間が 80時間以上100時間未満		4	
	月の就労時間が 48時間以上 80時間未満		3	
(3)妊娠・出産	年 月 日 出産・出産予定		9	
(4)疾病又は障害	障 害	重度 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定	10	
		中度 身体障害者手帳3・4級又は療育手帳B判定	5	
	疾 病	入院中	10	
		自宅療養中	通院加療中(1年以上)	7
			通院加療中(1年未満)	6
			常時寝たきり	10
精神障害等で長期加療中	10			
(5)常時介護又は看護 (同居親族)	入院付添い(週4日以上)		9	
	入院付添い(週3日以下)		6	
	自宅介護 (高齢者、心身障害者、寝たきり者、病人)		7	
	上記以外の自宅介護		5	
(6)災害	震災・風水害・火災等による家屋の喪失、大破による復旧作業中 上記発生年月日 年 月 日		10	
(7)求職活動	求職のため日中、外出を常態とする		2	
(8)就学	就学により日中児童の保育が出来ない場合(週3日以上通学)		8	
	就学により日中児童の保育が出来ない場合(週2日以下通学)		5	
(9)虐待・DV	虐待やDVまたはその恐れがあるとき		7	
(10)特例	別居の親族等の介護(主たるもの)		6	
	入所児童の心身発達のため公的機関が認めたもの		5	

《 調整指数 》

類 型	細 目	指数	
(1)子どもの状況	申請児童が障がい有している場合	+2	
(2)世帯の状況	ひとり親世帯で同居親族がいない場合	+3	
	ひとり親世帯で同居親族がいる場合	+2	
	準ひとり親世帯（単身赴任者で別居）	+1	
	多子世帯	満18歳未満の者(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の者を含む)が2人	+1
		満18歳未満の者(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の者を含む)が3人以上	+2
	健康で未就労の同居の65歳未満の者がいる場合	△2	
(3)家庭の状況	自営業で、大型機械、劇薬、刃物等を扱い児童にとって危険な場合	+1	
(4)特例	前年度待機児童対策として認可外保育施設に入所していた児童	+2	
	小規模保育施設等の地域型保育事業の卒園児	+1	
	保護者が保育業務に従事する場合	+1	

《 同一指数の場合における優先順位 》

- 1 基準指数が高い者を優先する。
- 2 上記においても同位となった場合は、次により判断する。

類 型	細 目	指数
(1)世帯区分	生活保護世帯	+3
	市町村民税非課税世帯	+2
(2)保育料の滞納状況	選考を行う年度の12月1日時点で6か月分以上12か月分未満の保育料の滞納がある場合	△2
	選考を行う年度の12月1日時点で12か月分以上の保育料の滞納がある場合	△3

9 よくある質問について

問. 入所希望施設は第3希望まで書いた方がよいですか？

(答) 入所希望施設の定員を超過する申込があり、入所選考を行った結果、第2希望、第3希望になってしまう場合がありますので、必ず記入をお願いします。

問. 出生前に入所申込みすることは可能ですか？

(答) 保護者の就労が確認できる場合（産前産後休暇中、育児休業中含む）は受付しますが、令和5年9月までの入所を条件とします。10月以降の途中入所については、11月以降（第2次選考対象）の受付となりますが、空きのある施設へのご案内となります。

問. ならし保育はありますか？

(答) 入所後無理なく保育所での生活に慣れるために、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施される場合があります。期間は原則2週間程度で、例えば、最初の1週間は12時頃まで、次の1週間は15時頃までになります。なお、**4月1日から入所の場合は、3月にならし保育を行うことは入所定員の関係上困難ですので、4月上旬がならし保育期間となります。**

問. 施設の見学は可能ですか？

(答) 施設によって対応が異なりますので、各施設に直接ご相談ください。

問. 一斉申込の時点で、定員を超過することはありますか？

(答) 令和4年度は2件超過し、第2希望の施設へご案内しましたが、ここ数年超過していません。しかしながら、申込数の見込みが難しいことから「絶対定員を超過しない」という保証はできません

×E